







産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

山口県告示第五百二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十四年十二月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

柳井加入区

山口県告示第五百三三号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

三の表防府信用金庫の項中「防府信用金庫」を「東山口信用金庫」に改め、同表東山口信用金庫の項を削る。



(六一一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年二月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人NPOエコプラザ・萩

代表者の氏名 楊井 健弘

主たる事務所の所在地 萩市大字椿東四七〇三番地の四九

(六一二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年四月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 テックランド宇部東見初店・西松屋宇部東店

所在地 宇部市東見初町五四一の二四六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号 山田 昇

株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	店(仮称)テックランド宇部東	テックランド宇部東見初店・西松屋宇部東店

四 届出年月日

平成二十四年十二月十二日

五 変更年月日

平成二十四年十二月十二日

(六一三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年八月三日山口県公告(三八一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アクロスプラザ山口

所在地 山口市維新公園五丁目二番二二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六一四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年九月四日山口県公告(四三〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス久米店

所在地 周南市大字久米

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

平成二十四年十二月二十五日印刷

発行人所

山口県知事